

米粉普及活動支援事業公募要領

上田地産地消推進会議

米消費拡大部会

米粉普及活動支援事業公募要領

令和6年4月

1 趣旨

上田地産地消推進会議令和元年度事業計画に基づき、米粉の普及活動を行う市民に対し、米粉を交付（現物支給）します。

【背景及び具体的な制度の趣旨】

現代の食生活が多様化する中で米の消費が減少しており、米農家の所得減少や自給率の低下が問題になっていることから、米の消費拡大に向けて米及び米粉の普及促進を図ることが必要とされています。

このようなことから、新たに米粉普及活動支援事業を創設し、創意工夫に富んだ市民の皆さんによる米粉普及活動に対して米粉の現物支給をすることにより支援を行います。

2 対象者

上田市内に居住、通勤（通学）、又は市内で事業活動その他の活動を行う団体
（上田市自治基本条例第2条に掲げる市民）

3 対象事業

上田地域（上田市、東御市、長和町、青木村、坂城町）産の米粉の認知度を高め、上田地域の米粉の使用を促すことに資する活動で、令和7年3月31日までに実施するもの。

＜想定される事業＞

- ◇ 料理グループや学校の授業・クラブ活動等による米粉料理教室
- ◇ 地産地消を目的とした事業における米粉料理の振る舞い
- ◇ 飲食店等における米粉を使った新商品・新メニューの開発

4 支援内容

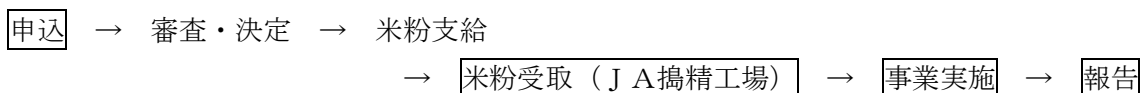
予算の範囲内で対象事業に使用する米粉を現物支給します。

- ・料理教室（上限：1事業につき5kg）
- ・不特定多数の来客が見込まれるイベント（上限：1事業につき10kg）
- ・新商品・新メニューの開発（上限：1事業につき10kg）
- ・以上に属さない事業（上限：1事業につき10kg）

※ 令和元年度をもって、グルテン入り米粉の支給は終了しました。

5 申込方法について

米粉支援までの流れは以下のとおりとなります。□で囲われているものは、申請者において行っていただくものです。



（１）申込について

・料理教室やイベント等の場合

様式第1号により、以下の事項を記入の上、要領最終ページ記載の提出先へ持参又は郵送で提出してください。

- ①事業の概要
- ②事業の規模（参加人数、来場者数、対象人数など。見込みや前年実績でも可）
- ③米粉の用途
- ④米粉の使用量又は必要量

<関係書類>

- ①事業の概要がわかるもの（開催要綱や主催側公表データ等）
- ②調理予定の米粉メニュー・レシピ

・新商品・新メニュー開発等の場合

様式第4号により、以下の事項を記入の上、要領最終ページ記載の提出先へ持参又は郵送で提出してください。

- ①事業の概要
- ②米粉の用途
- ③米粉の使用量又は必要量

<関係書類>

- ①事業の概要がわかるもの
- ②調理予定の新商品・新メニューの概要

（２）審査および決定について

申込受付後、事業の実施規模など米粉の普及促進に対する貢献度や支援を要する米粉の重量などを勘案し、審査の上、交付を決定いたします。申込多数の場合は、事業効果の高い事業への支援を優先させていただくことになりますのでご了承ください。

審査を公平に行うため、申請書の個人情報以外の部分を公開する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

※公募期間中に、予算に達しなかった場合は、以後予算の範囲内で順次申込のあった順に審査し、決定します。

（３）米粉の支給について

交付決定後、申請者あてに交付決定通知書（様式第２号）をお送りします。その決定通知書を持参の上、ＪＡ信州うえだ搗精工場から直接米粉を受領してください。

その際、通知書の点線より下の部分は搗精工場へ渡し、上の部分は申請者控えとしてお持ち帰りください。

（４）事業の実施について

事業の実施においては、後日報告をしていただくこととなりますので、記録を取ったり写真を撮るなどの対応をお願いいたします。

（５）報告について

・料理教室やイベント等の場合

様式第３号に従い、以下の事項を記入し、関係書類を添付の上、実績報告書を申込先へ持参または郵送により提出してください。画像データは電子メールによる提出や、ＣＤなどの記録媒体での提出も可能です。

- ①事業の概要（実際の取組内容）
- ②事業の規模（参加人数、来場者数など、当日の実績を記入してください）
- ③米粉の用途（実際の用途を記入してください）
- ④使用した米粉の重量
- ⑤添付書類の概要
- ⑥所感

<添付書類について>

事業の内容、規模、参加人数、米粉の用途などが分かる写真（会場の様子や料理の写真など、画像データでも可）を添付するようにしてください。

・新商品・新メニュー開発等の場合

様式第５号に従い、以下の事項を記入し、関係書類を添付の上、実績報告書を申込先へ持参または郵送により提出してください。画像データは電子メールによる提出や、ＣＤなどの記録媒体での提出も可能です。

- ①事業の概要（実際の取組内容）
- ②調理した新商品・新メニューの概要
- ③米粉の用途（実際の用途を記入してください）
- ④使用した米粉の重量
- ⑤添付書類の概要
- ⑥レシピの公開範囲について
- ⑦所感

<添付書類について>

事業の内容、レシピ、米粉の用途、作業中の写真（調理の様子や料理の写真など、画像データでも可）を添付するようにしてください。

6 その他

- (1) 料理教室やイベント等を実施するにあたり、事前の試作として使用することも可能です。その場合は模式4を提出ください。実際の料理教室やイベント等を行う際は様式1を提出ください。
- (2) 同団体で複数事業がある場合でも、1事業につき申請書をご提出ください。同時に複数申請することは可能です。
- (3) 料理教室等で当事業を使用し講習料を徴収する場合は、申請書に明記してください。
- (4) 新メニュー開発等における申請において、1回の事業で終わらず引き続き開発を行う場合は、一度途中までの成果を報告いただき、再度申請書を提出ください。

7 申込期間について

令和7年3月31日まで

(持参の場合、窓口対応時間は8時30分から17時15分までとなります)

8 問い合わせ先及び申込書等提出先

【上田地産地消推進会議 米消費拡大部会】

事務局：上田市産業振興部 農業政策課 農産物マーケティング推進担当

電話：0268-21-0053

FAX：0268-23-5982

電子メール：nosei@city.ueda.nagano.jp

住所：〒386-8601

上田市大手1-11-16

上田市役所農業政策課内 米消費拡大部会事務局

9 米粉支給場所マップ（JA信州うへだ搗精工場）



※上田菅平 I C 付近のセブンイレブンの交差点（長島の信号機）を北上。

上田地産地消推進会議 米消費拡大部会

H 2 3 ・ 7 作成

H 2 6 ・ 4 改訂

H 2 7 ・ 4 改訂

R 2 ・ 5 改訂